

議会活性化特別委員会 行政視察報告

11月16日から17日にかけて、委員9名、事務局随行者2名の合計11名で、埼玉県川越市、早稲田大学マニフェスト研究所を訪問し、川越市議会ハラスメント根絶条例、川越市議会議員政治倫理条例、若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画などについて視察してきました。

■埼玉県川越市

川越市議会ハラスメント根絶条例及 び川越市議会議員政治倫理条例について

埼玉県川越市議会では、平成30年に職員から議員によるハラスメントを受けたと議長に申入れがあり、第三者委員会が設置され、計16回の委員会を開催し、平成31年3月に川越市議会ハラスメント

根絶条例が制定されました。

条例の特徴としては、対象を議員と職員間とする点、また、全議

員に研修会の受講を義務づけていること、ハラスメントの事実が確認された場合は、当該議員の氏名等の公表を義務づけていることが挙げられ、制定後の効果としては、制定後4年以上が経過しているが、ハラスメントに関する問題は発生していないとのことでした。

今後の課題として、第三者委員会の設置に関して、地方自治法上は議会に附属機関を設置できる定めがないことから、要綱の制定で対応していることなどを整理していくかなどが挙げられるとのことでありました。

次に、川越市議会議員政治倫理条例については、計35回の議員倫理条例策定会議を開催し、令和5年3月に制定されており、ハラスメント根絶条例が議員から職員間に対するハラスメントへの対策を定めたものであるのに対し、政治倫理条例では、議員同士のハラス

メントについて対策していることでありました。

最後に、お二方とも女性議員である正副議長と意見交換を行い、立候補した経緯や川越市議会議員の議会活動を行う上での課題などについてお聞きしました。

加賀市議会としても、今後、ハラスメントに関する条例の検討を実施する場合は、議員と職員間や議員同士などの対象や附属機関の設置については十分精査する必要があると感じました。

■早稲田大学マニフェスト研究所

若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画について

早稲田大学マニフェスト研究所では、中村 健事務局長より議員と自治体間の請負禁止の緩和、他市議会の先進的取組などについてお聞きしました。

これまで議員は自治体と取引を行う個人事業主等になることが禁止されていましたが、令和5年3月1日に地方議会で問題となりつつある議員の成り手不足への対策として、年間の取引額が300万円以下であれば兼業が認められることとなりました。この改正に伴い、加賀市議会議員政治倫理条例も改正の検討が必要であり、今後、有権

者や市民の納得度の向上を図るための説明責任を果たしていかなければなら



早稲田大学マニフェスト研究所

ないと思われず。

また、自治体の取組事例の一つとして、長野県飯塚町議会の「議会政策サポーター会議」の紹介があり、議

員と会社員、子育て世代の女性などが決められたテーマに関して議論する場を複数回設け、最終的に提言書にまとめて、町長に提出しているとのことでありました。

この取組に参加した子育て世代の女性が議員に立候補し当選した実績もあり、議員の成り手不足解消の取組となっているとのことでありました。

加賀市議会においても、市民により関心を持ってもらえるような取組を検討していく必要があると感じました。

■視察を終えて

今回は、ハラスメント根絶条例や若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画等について、先進地を視察してきました。

今回の視察で学んだことを踏まえ、議員の成り手不足解消の取組に関する検討を進めていきたいと思えます。